

(別紙1)

## 適格認定とは【給付】

適格認定は、より高い水準での学業達成に向けた指導を行う際、奨学生の資質向上を図るとともに、奨学生としての資格を満たさない者への支給を取りやめ、真に奨学金を必要とする適格者への支給を行うことを目的としています。

給付奨学生の皆さんには、「給付奨学金継続願」を提出していただき、その内容と、平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が適格基準に基づき、給付奨学生としての適格性を有しているか否か等を判断します。これを「適格認定」といい、「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。従って、「給付奨学金継続願」を提出しても必ず継続して支給されるとは限りません。

また、給付奨学生にとって、1年間の学校生活や修学状況等を振り返り自己点検することで、給付奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があると再認識する大変重要な機会になります。

正しく給付奨学金の支給を受け、有意義な学生生活を送るためにも以下の「奨学生としてのこころがまえ」にあるように、奨学生としての自覚を持って勉学に励むことが重要です。

### 奨学生としてのこころがまえ

1. 奨学生としての自覚をもって勉学に励んでください。
2. 在学中は学校の奨学金担当者と緊密に連絡をとってください。
3. 説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。
4. 学校からの呼びかけには必ず応じてください。

### 適格認定による処置区分

処置区分	処置の内容
廃止	ア 奨学生の資格を失わせる。
	イ 返還が必要な「廃止」に該当する場合は、「廃止」の事由が発生した年度の4月以降に支給された給付奨学金の返還を求める。
停止	1年以内で在学学校長が定める期間、奨学金の交付を停止する。
再停止	停止の事由が継続している場合は、当該停止期間を経過後1年を限度として在学学校長が定める期間、再停止(停止を延長)する。ただし、経済状況による停止は、1年を超えることはできないため、再停止の対象外とする。
警告	ア 奨学金の交付を継続する。
	イ 学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する。
継続	奨学金の交付を継続する。
復活	奨学金の交付を復活する。

## 日本学生支援機構奨学金適格認定基準(給付)

愛媛大学

区分	適格基準の細目(給付)
廃止	1 学業成績が次のいずれかに該当し、当該学業成績がやむを得ない事由によるものでない又は成業の見込みがない者 (1) 留年者 (2) 各学部における履修制限等に基づき、卒業延期が確定した者 (3) 当年度の修得単位(科目)数が標準的な修得単位(科目)数の1/2以下の者(※2参照) ただし、標準修得単位数を満たしている者は除く(※1参照)
	2 次のいずれかに該当する者 (1) 「給付奨学金継続願」を提出しなかった者 (2) 退学・除籍の処分を受け学籍を失った者(ただし、授業料未納による退学・除籍処分は、異動(退学)として取り扱うものとする。) (3) 学校内外の規律を著しく乱し、在学学校で1ヶ月以上の停学の処分を受けた者 (4) その他、給付奨学生としての責務を怠り、特に給付奨学生として適当でない者
	3 経済状況の事由により停止の処置を受けている者であって、その者の生計を維持する者が市町村民税の所得割を課されている者
	4 停止区分の1および2の項に該当する者として停止の処置を受けている者であって次のいずれかに該当する者 (1) 停止の事由が継続している者のうち、1年以内に当該事由が止む見込みがない者 (2) 停止の処置を受けている期間が継続して2年を経過した者 (3) 在学学校長が指定する日までに停止期間の終了に伴う交付再開を願い出ない者
停止 (再停止)	1 学業成績が次のいずれかに該当する者 (1) 学業成績は廃止該当者と同じであるが、当該学業成績がやむを得ない事由によるものであり、かつ、成業の見込みがある者 (2) 学修の意欲に欠ける者 (3) 仮進級となった者
	2 廃止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 1ヶ月未満の停学その他の処分を受けた者 (2) 学校内外の規律を乱し、給付奨学金の交付を停止させることが適当である者
	3 経済状況について次のいずれかに該当する者(再停止対象外) (1) 生計を維持する者が市町村民税の所得割を課されている状態が2年間継続した者 (2) 生計を維持する者の市町村民税の所得割額(家計支持者が2人いる場合は2人の合計額)が20万円を超える者
	4 学力不振による停止の処置を受けている者で停止の事由が継続している者のうち、1年以内に当該事由が止む見込みがある者
警告	廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 当年度の修得単位数が下記※2による計算式の8割以下の者 ただし、標準修得単位数を満たしている者は除く(※1参照) (2) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて劣っている者 (3) 学修の意欲が低い者
継続	廃止、停止又は警告に該当しない者
復活	停止の事由がなくなつたと認められ、かつ、給付奨学金の交付再開を願い出た者

※1 標準修得単位数 =  $\frac{\text{必要卒業単位数}}{\text{所定の修業年限}} \times \text{修了している学年}$

※2 当年度修得単位数 =  $\frac{\text{必要卒業単位数}}{\text{所定の修業年限}}$

※3 医学部については、別に定める